

養成  
講習

常時雇用10人～50人の小規模事業場向け

## 「安全衛生推進者」養成講習(臨時)

助成金

労働安全衛生法では、小規模事業場の労働災害発生率が大規模事業場に比べて格段に高いことから、常時雇用10人～50人の事業場(製造・建設・清掃・運輸・宿泊など)については、社長や工場長などの指示を受けて安全衛生業務を担当する「安全衛生推進者」を選任して、その業務にあたらせることを義務付けています。(法第12条の2)

労働災害は、従業員の大切な健康を損なうだけでなく、現場の混乱や業務の遅延を招き、経営面においても多大な損失となります。トップによる安全衛生推進者の選任は、社内の安全意識を高め、推進者を中心とした安全衛生の取り組みは、労働災害の未然防止に必ずつながりますので、この機会を逃さず受講のうえ、安全衛生推進者の選任をお願いします。

### 対象者

安全衛生推進者として選任を予定する方

(総務担当リーダー・職長など安全衛生を推進するキーパーソンとして期待される方)

### 講習の内容(厚生労働大臣が定めるカリキュラム)

- 1 安全管理(2時間)
- 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(2時間)
- 3 作業環境管理及び作業管理(2時間)
- 4 健康の保持増進対策(1時間)
- 5 安全衛生教育(1時間)
- 6 安全衛生関係法令(2時間) 合計10時間



### 日時

令和8年8月3日(月)～4日(火) 1日目・2日目とも 9:30～16:00

※申込後、栃木県労働基準協会連合会から「受講票」「受講料支払請求書」が送付されます。

### 会場

あしかがフラワーパークプラザ 301会議室 足利市朝倉町264(0284-72-8511)

### 受講料

16,280円 ※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

### 申込期間

令和8年6月10日(水)～7月17日(金) 定員40名

※臨時講習のため、10名以上の受講者で実施となりますので、あらかじめご了承ください。

### 申込方法

「足利労働基準協会」のホームページから直接お申し込みください

(お問い合わせは、足利労働基準協会事務局(0284-73-6660まで)

助成金

足利市内の中小製造業は、足利市から受講料の30%が助成されます